

## 人材開発支援助成金 人への投資促進コース(長期教育訓練休暇制度)改正

# 新規採用助成・職務代行助成を追加しました

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「人への投資促進コース」の長期教育訓練休暇制度において、以下の要件を満たした中小企業事業主に対して、「賃金助成」や「経費助成」の助成額とは別に、「新規採用助成」および「職務代行助成」の助成額を追加で支給します。

### 事業主の要件

長期教育訓練休暇制度における「経費助成」の対象となる中小企業事業主であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。

※詳しい要件は要領をご確認ください。

#### 新規採用助成

- ①その雇用する被保険者に対し、有給の長期教育訓練休暇を取得させた事業主であること
- ②被保険者の業務を処理するために、新たに必要な労働者を雇い入れ、又は、新たに労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に長期教育訓練休暇を取得させた事業主であること
- ③代替要員として、次のいずれにも該当する者を確保した事業主であること
  - ・ 長期教育訓練休暇取得者と原則として同一の事務所及び部署で勤務し、業務を代替する者であること
  - ・ 所定労働時間が長期教育訓練休暇取得者の2分の1以上であること
  - ・ 長期教育訓練取得者の、長期教育訓練休暇取得の最初の適用日以前1か月より後に雇用契約(派遣契約)の始期があること

#### 職務代行助成

- ①長期教育訓練休暇取得者の従事する業務を、他の労働者に代替させていること  
(業務代替者は複数名でも差し支えありません。)
- ②業務分担を明確にし、上司等から代替業務の内容、賃金について、面談により説明していること
- ③代替業務に対応した賃金制度(例:業務代替手当)を業務代替期間の開始日までに労働協約又は就業規則に規定し、実際に賃金が1万円以上増額していること

裏面もご確認ください➡

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kvufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kvufukin/d01-1.html)



新規採用助成	
30日以上90日未満	27万円
90日以上180日未満	45万円
180日以上	67万5千円

※ 新規採用助成の支給額については、対象長期教育訓練休暇取得者1人につき、業務代替期間に応じ、以上の3区分とします。業務代替期間が30日未満の場合、助成金は支給しません。

職務代行助成
職務代行手当の75% (月の上限16万円)

## 活用例

Aさんが、1年間の有給の長期教育訓練休暇を取得することとなったため、他の社員Bさん、CさんにAさんの業務を割り振るとともに、業務代替手当をBさん、Cさんに月3万円支払うこととした。その後、Aさんが長期教育訓練休暇を取得して5か月が経過した時点で、Aさんの業務を代替するため、Dさんを新規雇用した(Bさん、Cさんに対する業務の割り振りと手当の支払いはなし)。

この事例の場合、支給される金額は以下のとおりです。

### ○職務代行助成

Bさん、Cさんに支払っていた業務代替手当の金額の75%が助成されます。  
 $3万円 \times 2人分 \times 5か月 \times 75\% = 22万5千円$  が助成されます。

### ○新規採用助成

DさんがAさんの職務を代替する期間については180日以上ですので67万5千円が支給されます。

※新規採用助成及び職務代行助成のいずれの支給要件にも該当する場合で、新規採用助成における業務代替を行う者と職務代行助成における業務代替を行う者双方の間で、業務代替の重複がある期間については、いずれか一方の助成しか受けられませんのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

